

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は会社を退職して国民年金に加入して以来、保険料は必ず納付してきた。納付期限内に納付できないこともあったが、その場合は未納の通知書と納付書が送付されてきているので、必ず納付している。

しかし、年金記録を確認したところ、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

申立期間について、国民年金保険料を納付したのは事実なので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の申立期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みである上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間後の昭和 58 年、59 年及び 60 年の各年の 1 月から 3 月までの国民年金保険料について過年度納付していることが確認でき、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、大学在学のため A 県 B 市に居住していたことから、国民年金への加入手続と国民年金保険料の納付は実家の両親がしてくれたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 1 月 30 日に C 町（現在は、D 市）において払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金被保険者資格への切替手続も適切に行っており、申立期間以外に未納期間は無い上、申立期間は 3 か月と短期間である。

さらに、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和 35 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、36 年 4 月から保険料の納付を開始しており、申立期間は納付済期間となっているなど、国民年金に対する意識は高いものと推認されるところ、申立人の 56 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料を納付しておきながら、申立期間を未納としたまま、57 年 4 月以降について納付を行うのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①を1万2,000円、申立期間②を2万2,000円、申立期間③のうち、昭和39年4月から40年2月までを2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る有限会社A及び申立期間②に係るB株式会社のそれぞれの事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③のうち、昭和39年4月から40年2月までに係るC有限会社の事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年2月1日から同年9月10日まで
② 昭和37年5月1日から同年8月1日まで
③ 昭和38年6月1日から40年3月24日まで

有限会社A、B株式会社及びC有限会社に勤務していた時の標準報酬月額が、一部保管していた給料支払明細書の支給額と相違している。

申立期間当時、給料が途中で下がったことは無かったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であ

ることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人の妻から提出された申立期間①に係る有限会社Aの給料支払明細書によると、標準報酬月額1万2,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、代表取締役も亡くなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の妻から提出された昭和37年6月のB株式会社の給料支払明細書によると、2万2,000円の報酬が支払われ、標準報酬月額2万2,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における標準報酬月額は、昭和37年8月1日に1万8,000円（第12等級）から2万2,000円（第14等級）に随時改定されており、当該改定は、同年5月に固定的賃金の変動があり、同年5月から同年7月までの3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来標準報酬月額の等級と比較して2等級以上変動したことにより行われたものとうかがえることから、同年5月及び同年6月についても、2万2,000円の報酬が支給されていたと考えられる。

さらに、申立期間②前後の給料支払明細書から、当該事業所では、社会保険事務所に届け出た報酬月額にかかわらず、実際に支払った本給を基に厚生年金保険料を算出し給与から控除していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において標準報酬月額2万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、代表取締役も亡くなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人の妻から提出された昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの C 有限会社の給料支払明細書によると、2 万 6,500 円の報酬が支払われ、標準報酬月額 2 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の妻が名前を挙げた者のうち、照会に回答のあった同僚 1 名は、「私が会社を退職するまで給料が下がるということは無かった。」と証言していることから、昭和 39 年 10 月以降についても、2 万 6,500 円の報酬が引き続き支給されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間③のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月までの期間について、標準報酬月額 2 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 2 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、給料支払明細書等から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等から推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月までの期間については、給料支払明細書が無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人の妻及び上記同僚 1 名から聴取しても、当該期間における厚生年金保険料控除に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、C 有限会社は既に解散している上、実質的な責任者であったとされる者も亡くなっており、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年12月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月26日から8年9月1日まで
株式会社A（平成10年3月18日、B株式会社に商号変更）に継続して勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされていた平成7年10月26日より後の同年12月4日付けで、同年4月30日に遡及処理され、その後、23年2月4日付けで、年金事務所において、7年10月26日に職権訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日を遡及処理され、その後当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされた日を資格喪失日として職権訂正された者が相当数みられる。

さらに、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成7年10月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているが、商業登記簿謄本によると、同日において当該事業所は法人事業所であり、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事

業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、当該被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記資格喪失日の遡及処理が行われた平成7年12月4日であると認められる。

なお、平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額については、同年10月の定時決定の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年12月4日から8年9月1日までの期間については、当該期間当時の株式会社Aの役員は、「当時、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と回答している上、申立期間当時の同僚8人に照会したところ、回答のあった4人のうち2人は、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと回答していることから、当該期間は給与から保険料が控除されていなかったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年12月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月26日から8年9月1日まで
株式会社A（平成10年3月18日、B株式会社に商号変更）に継続して勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされていた平成7年10月26日より後の同年12月4日付けで、同年4月30日に遡及処理され、その後、23年2月4日付けで、年金事務所において、7年10月26日に職権訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に資格喪失日を遡及処理され、その後当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされた日を資格喪失日として職権訂正された者が相当数みられる。

さらに、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成7年10月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされているが、商業登記簿謄本によると、同日において当該事業所は法人事業所であり、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事

業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、当該被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記資格喪失日の遡及処理が行われた平成7年12月4日であると認められる。

なお、平成7年10月及び同年11月の標準報酬月額については、同年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年12月4日から8年9月1日までの期間については、当該期間当時の株式会社Aの役員は、「当時、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と回答している上、申立期間当時の同僚8人に照会したところ、回答のあった4人のうち2人は、当該期間において厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと回答していることから、当該期間は給与から保険料が控除されていなかったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 10 日から 41 年 12 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたとする記録になっているが、同事業所側から脱退手当金について説明を受けたことは無く、脱退手当金制度を知らなかった。

また、退職時に当該事業所からは脱退手当金はおろか退職金も受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B町（現在は、C町）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和 42 年 2 月 10 日）前の昭和 42 年 1 月 30 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立人が厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 41 年 12 月 1 日）から 2 か月以内に国民年金の加入手続を行っていることを踏まえると、あえて将来の年金受給の可能性を捨ててまで脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきものであるが、申立期間の前の被保険者期間については同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月、11年8月から同年11月までの期間及び12年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月
② 平成11年8月から同年11月まで
③ 平成12年4月

申立期間当時、家業の手伝いでもらっていた給料の中から国民年金保険料を納付していたはずなのに、未納となっている期間があることに納得できない。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時に、申立期間当時居住していたA町で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、同町の国民年金保険料納付記録連絡票（電子データ）によれば、申立期間は未納とされている。

また、申立期間は、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、平成9年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずる可能性が減少したことからも、行政側に記録漏れや記録誤りがあったとは考えにくい。

さらに、申立人は、金融機関を複数挙げ、それらのうち、いずれかの金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張するが、各金融機関からは、申立期間当時の資料は保管していないとの回答であり、申立人の主張を裏付ける資料は確認できなかった。

加えて、自営業の父親が行っていた平成10年から12年までの確定申告

の状況を調査した結果、確定申告書の記載内容からは、申立人に係る国民年金保険料が控除されていた事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から50年3月まで
申立期間は学生であったが、20歳になるのをきっかけに母親からの勧めで国民年金に加入した。その後、昭和50年4月に就職して厚生年金保険に加入するまでの期間は、国民年金保険料を納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月に20歳になったのを契機に国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は51年3月31日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、昭和51年1月12日に国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

一方、申立人が所持する年金手帳には、国民年金のはじめて被保険者となった日欄に昭和46年*月*日（申立人の20歳到達日の翌日）の記載があるが、申立人は、申立期間当時大学生であったことから申立期間は任意加入対象期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の国民年金への加入記録に照らすと、申立人の加入手続は51年1月頃に行われたと考えられることから、申立期間について遡って加入することはできないものと考えられ、仮に上記手帳の記載から申立期間が国民年金の加

入期間として取り扱われていたとしても、申立期間の国民年金保険料が遡って納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月から44年3月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和40年10月から44年3月までの期間が未加入期間となっていた。

しかし、この期間については、A市役所から国民年金保険料の納付勧奨があり、昭和45年末から46年初め頃に同市役所で保険料約1万9,000円を納付したため、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料約1万9,000円を、昭和45年末から46年初め頃に一括納付したと主張するが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻届が提出された44年4月から同年6月までの期間内に払い出されたと推認できることから、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日は同年4月28日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人について未統合となっている記録は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年8月までの期間及び48年12月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年8月まで
② 昭和48年12月から57年3月まで

申立期間①当時は、A町に住んでおり、専門学校生及び研修生だったので、父親から私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしていただかされていた。私の兄二人も学生の際は父親が加入手続と保険料の納付をしてくれており、兄たちは現在その期間分の年金を受給している。

申立期間②については、毎月自宅に来た集金の人に国民年金保険料として現金を渡していた。

それぞれの申立期間について、未納となっていることに納得できないので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月8日にA町からB市に転居しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は57年12月1日にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間①及び②の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対してそれ以前に、A町及びB市において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、その備考欄に「40.3短大卒 共済(42.11.16~48.10.1)」との記載が確認できることから、B市において当該名簿の作成時(昭和57年11月9日)に、当

初未加入とされていた国民年金の強制被保険者期間となるべき短大卒業後の昭和40年4月から共済組合員資格を取得した42年11月16日までの期間及び同資格を喪失した48年10月1日以降の期間を遡って国民年金の強制被保険者期間としたものと推認される。

申立期間①について、申立人は、兄二人（三男及び四男）も学生の時は父親が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてきていたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の兄の1人（四男）の国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月31日にA町で払い出されていることが確認できるものの、申立人のもう1人の兄（三男）については、同町での国民年金手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況や保険料の納付状況は不明である。

申立期間②について、申立人は、毎月自宅に来た集金の人に国民年金保険料として現金を渡していたとしているところ、B市では申立期間当時の国民年金保険料の納付組織及び未納保険料の徴収をしていた国民年金協力員に関する関係資料を保管していないことから、申立ての集金方法等は不明である上、この当時の保険料は3か月ごとの納付であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時、自宅に納付書は届いていなかったとしているところ、B市では、国民年金加入者には年度初めに納付書を必ず送付していたとしている上、同市が8年以上もの長期間にわたり、連続して保険料納付の事務処理を誤っていたとは考え難い。

このほか、各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から51年9月まで

私は、昭和51年8月頃に、父とA町役場（当時）で国民年金加入手続を行い、49年12月21日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料は不足分を父親に出してもらい、過年度納付したと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月20日にA町（現在は、B市）において申立人の兄と連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間となる。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、昭和53年11月30日に、申立期間直後の51年10月から53年3月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認できることから、その時点で時効にかからない期間について納付したものと考えるのが自然であり、申立人が過去の国民年金保険料をまとめて納付したという主張とも符合する。

さらに、申立人の兄についても、申立人と同様に、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて国民年金保険料の納付が可能な昭和51年10月から納付されており、それ以前の申立期間は未納とされている。

加えて、申立人及びその父が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 5 日から 53 年 11 月 21 日まで
私は、株式会社Aに昭和 50 年 12 月から 56 年 12 月まで継続して勤務していた。

しかし、年金の加入記録では、上記期間のうち、昭和 51 年 9 月 5 日から 53 年 11 月 21 日までは厚生年金保険に未加入となっているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 50 年 12 月から 56 年 12 月まで継続して勤務していたとしているが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、50 年 12 月 21 日から 51 年 9 月 4 日までの期間及び 53 年 11 月 21 日から 56 年 12 月 30 日までの期間となっており、申立期間の加入記録は無い上、厚生年金保険の加入期間と一致する。

また、申立人の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は 2 枚作成されているが、1 枚目の被保険者原票に付されている整理番号は * 番であり、昭和 50 年 12 月 21 日に資格を取得し、51 年 9 月 5 日に資格を喪失したことが記載されているところ、2 枚目の被保険者原票には新たな整理番号である * 番が付され、53 年 11 月 21 日に資格を再取得し、56 年 12 月 31 日に資格を喪失したことが記載されており、これ以外に申立人に係る被保険者原票は見られない上、不自然な訂正等は見当たらない。

さらに、当該事業所の元代表取締役等に照会したところ、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の代表取締役であり当該事業所の事務処理を行っていた者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については

不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 54 年 2 月 2 日まで

私は、有限会社A（現在は、有限会社B）に勤務していた際、15 万円ぐらいの給与をもらっていたと思う。しかし、年金記録上の標準報酬月額は給与支給額よりも低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に毎月 15 万円ぐらい給与をもらっていたと主張しているが、事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料の届出等の関連資料は残っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、事業主、及び申立人が名前を挙げた社会保険労務士は、申立人は、当時の事業主の元配偶者であり、経理事務全般を担当していた旨回答している上、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人が申立期間当時、取締役であったことが確認でき、申立人自身も申立期間当時、経理事務全般を担当していたと述べていることから、申立人は、申立期間における自らの標準報酬月額に係る被保険者報酬月額算定基礎届に関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したところ、標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 3 日から 31 年 2 月 20 日まで
A 株式会社を退職後、脱退手当金を受給した記憶は無いので申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、同台帳に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿にも、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が確認できるなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 31 年 11 月 13 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったところ、申立期間の事業所を退職後、45 年 6 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 28 日から 32 年 10 月 21 日まで
② 昭和 33 年 8 月 25 日から 41 年 12 月 21 日まで

日本年金機構からはがきで、私は、2つの事業所の厚生年金保険の加入期間についてそれぞれ脱退手当金を受給していることを知った。しかし、脱退手当金の知識も無く、脱退手当金を受給したとされる時期には親戚の家に転居しており、転居先に脱退手当金が送られてきたことは無い。

脱退手当金を受取っていないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者原票にそれぞれ脱退手当金を支給したことをうかがわせる「脱」の表示が記載されているとともに、いずれの期間についても支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①については厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年11月18日に、申立期間②については厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の42年5月29日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①については、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後半年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性17人について調査したところ、13人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも5か月以内に支給決定がなされていることから、事業主による代理請求が

なされていたことがうかがえる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、年金記録上、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのも考えにくい。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間②以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間②の被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間②の脱退手当金が請求された昭和42年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって申立期間②の脱退手当金の請求が不自然な請求であるとまではいえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月1日から28年6月1日まで
② 昭和28年6月1日から29年4月1日まで

私は、株式会社A（後に、株式会社B）C支店D営業所に昭和27年12月1日から28年5月31日まで、同社同支店E営業所に同年6月1日から29年3月31日まで勤務したが、年金事務所に照会したところ、同社勤務当時の厚生年金保険加入記録は見当たらないとの回答を得た。

しかし、勤務年数に多少の違いはあるが、当時、D営業所で一緒に勤務していた同僚の加入記録が見付かったのに私の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間の特定はできないが、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①に係る株式会社AのC支店D営業所に勤務していたことは推認できるとともに、申立人が所持する同社同支店の辞令から、申立人が申立期間②に係る同社同支店E営業所に昭和28年6月1日から勤務していたことは確認できる。

しかし、商業登記簿によると、株式会社B（本社所在地は、F県）は昭和49年に解散している上、元事業主及び他の役員の連絡先も確認できないほか、申立人が所持する辞令及び株式会社AのC支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている歴代支店長4人も既に死亡又は連絡先が確認できないため、申立期間当時の状況を聴取することができない。

また、株式会社AのC支店の申立期間①に係るD営業所及び申立期間②に係るE営業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申

立人が記憶する同僚を含め、同社同支店において申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録がある同僚 15 人に照会したが、回答があった 12 人のうち、申立期間①に係る同社同支店 D 営業所又は申立期間②に係る同社同支店 E 営業所のいずれかに勤務したとする 4 人は、申立人を覚えているものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況についての具体的な証言は得られなかった。

さらに、株式会社 A の C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に係る同社同支店 D 営業所に昭和 26 年 4 月 1 日に入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社したとする日から 1 年 8 か月後の 27 年 12 月 1 日となっているほか、同様に、同社同支店同営業所に申立人が自分より前に入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立期間①より 3 か月後の 28 年 9 月 1 日となっていることが確認できることから、申立期間①当時の同社同支店では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が記憶する同僚並びに申立期間①及び②当時株式会社 A の C 支店 D 営業所又は E 営業所に勤務したとされる同僚 20 人について同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人を含む 6 人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立期間①及び②当時の同社同支店では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月から 16 年 9 月まで

厚生年金保険加入記録では、A株式会社に勤めていた平成 15 年 12 月から 16 年 9 月までの期間の標準報酬月額が、会社の計算違いにより 56 万円となっているが、実際の給与支給額は全期間について 62 万円であるので、給与支給額に基づく標準報酬月額に厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 16 年 7 月から同年 9 月までの期間については、A株式会社が保管する申立人に係る賃金台帳及び申立人が保管していた給与明細書により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（56 万円）を超える報酬月額（78 万 2,000 円）の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記の賃金台帳及び給与明細書により、申立人が、当該期間において事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額は 3 万 8,024 円であることが確認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月

額は 56 万円となり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 12 月から 16 年 6 月までの期間については、上記の賃金台帳及び給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（4 万 2,098 円）に見合う標準報酬月額（62 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（56 万円）よりも高額であるものの、賃金台帳及び給与明細書に記載された報酬月額（57 万 1,000 円）に見合う標準報酬月額（56 万円）は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月頃から 38 年 5 月頃まで
厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していた昭和 34 年 10 月頃から 38 年 5 月頃までの期間が未加入期間となっていた。
当時、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた7名のうち6名は、申立期間において、A株式会社の厚生年金保険の被保険者となっていない上、被保険者となっている1名も「私は、昭和 36 年 9 月に厚生年金保険に加入した。それ以前は申立人と一緒に請負として働いていたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

また、申立期間に当該事業所において被保険者となっている別の同僚は、「申立人は、社員ではなかったので、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

さらに、当該事業所の事業を承継する株式会社Bは、「確認できる資料を見る限り、申立人の記録は見当たらず、勤務実態は不明である。」としている。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 23 日から 54 年 1 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、昭和 49 年 4 月から 53 年 12 月までの標準報酬月額が、6 万 4,000 円から 10 万 4,000 円であった。

私は、昭和 49 年 4 月から 53 年 12 月まで有限会社Aで勤務しており、当時の給与支給額は 15 万円から 20 万円だったので、調査の上、標準報酬月額を給与支給額に応じた額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた有限会社Aに対し、申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、「申立期間の資料は保管していないが、申立期間を含め、厚生年金保険の適用事業所となってから現在まで届け出た標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除している。申立期間における申立人の標準報酬月額は、6 万円から 10 万円ぐらいであった。」と回答している。

また、申立期間に当該事業所に勤務していた複数の同僚は、「申立人と同じ業務に従事しており、申立期間を含め当該事業所における標準報酬月額はほぼ合っている。当該事業所における申立人の標準報酬月額が、申立人以外の同じ業務の社員の標準報酬月額を大きく上回ることは考えられない。」と述べている。

さらに、有限会社Aにおける申立人に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 36 年まで

昭和 34 年から 36 年まで勤務した A 株式会社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間に勤務した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の勤務状況に関する申立人の記憶は定かではないため、申立期間に A 株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 2 人に照会したところ、両者とも申立人のことを記憶していたものの、申立人の勤務状況について具体的な証言を得ることはできず、申立人が同社に勤務していた期間を特定することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 28 年 8 月から 36 年 8 月までの被保険者資格の取得状況を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人の説明及び同僚の証言から、申立期間当時、当該事業所には二つの作業場があり、合わせて 40 人ないし 50 人程度の作業員がいたものと考えられるが、上記被保険者名簿において申立期間に第三種被保険者（坑内員・船員）となっている者は、昭和 34 年 1 月から同年 10 月までの期間は 19 人ないし 38 人、同年 11 月から 36 年 8 月までの期間は、12 人ないし 15 人で推移していることから、当該事業所では、必ずしも作業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所は既に解散しており、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から同年 10 月 1 日まで

昭和 36 年 11 月に A 株式会社 B 支店に入社した時、臨時の期間は 6 か月と聞いていたが、年金記録を確認したところ、同社での記録は入社から 11 か月後の 37 年 10 月 1 日からとなっていた。

昭和 37 年 5 月からは正社員となり、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社から 6 か月経過後に正社員となり、厚生年金保険に加入したと主張しているものの、A 株式会社 B 支店において、申立人と同じ昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 8 名のうち所在が判明した 4 名に照会したところ、回答があった 1 名は、入社から 12 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと証言している。

また、A 株式会社 B 支店は、既に閉鎖されているが、同じ C 県内に所在していた同社 D 支店は、昭和 30 年代頃の従業員には、正社員になるまでの期間が 1、2 年ある者がいたとしている。

これらのことから、申立人についても入社から 11 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが不自然とまでは言い難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 15 日から 36 年 1 月 14 日まで
② 昭和 35 年 12 月 29 日から 37 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 8 月 7 日まで

私は、昭和 39 年 8 月 7 日に会社退職した。国（厚生労働省）の記録では、同年 11 月に脱退手当金を受給したとされているが、会社からは脱退手当金のことを説明された記憶も無いし、受け取った記憶も無い。

脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③当時勤務したA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の押印が確認できる。

また、脱退手当金の支給対象期間となる被保険者期間は、株式会社B、C株式会社及びA株式会社の3事業所に係る勤務期間であって、その支給対象期間に漏れは無く、申立人が申立期間③当時勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 8 月 7 日）から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が申立期間③当時勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人の前後100名の被保険者について調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ、資格喪失後3か月以内に別の事業所の被保険者となっていない女性は8名で、そのうち4名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、しかも、支給記録の

ある1名からは、「会社の担当者から脱退手当金の説明を個別に受け、脱退手当金が現金で支給された。」との証言が得られていることから、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 2 日から 48 年 3 月 25 日まで

A社を退職後の昭和 48 年 3 月 *日に、B国籍の元夫と婚姻し、B国へ永住するため同年 4 月 *日に日本を出国したので脱退手当金を受け取っていないし、会社から脱退手当金の説明は無く、当時は申立期間に厚生年金保険に加入していたことを知らなかった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿には、申立人について脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 48 年 6 月 29 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金の請求時期である昭和 48 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

なお、申立人は、A社を退職後、間もなくB国に出国していることから、脱退手当金を受け取れるはずが無いと主張しているが、当時は海外への送

金やC県に在住していた両親等への委任による隔地払いも可能であったことから、出国の事実をもって脱退手当金を受け取れなかったとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。